

マネックス証券

目次

- 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明・・・・・・・・・・1
- 投資信託 目論見書補完書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が金銭・有価証券の預託等を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引（口座開設）にあたっては、この書面をよくお読みいただき、お取引開始（口座開設）前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

<手数料など諸費用について>

- 有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴いたしません。
- 当社以外の口座管理機関へ株式等の振替を行う際、当社は所定の手続料を申し受けることができるものとし、その上限は、銘柄ごと1回の振替につき3,000円（税込3,300円）とします。

<この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません>

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※有価証券の移管手数料については、当社ウェブサイトにてご確認ください。

ホーム > 手数料 > その他費用 > その他費用の詳細

または <https://info.monex.co.jp/service/fee/others.html>

1. 金銭・有価証券の預託等に係る金融商品取引契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券総合取引口座を開設していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

3. 契約終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由（主なものは、以下のとおりです。）に該当した場合には、この契約は解約されます。

- お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
- お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに支払われない場合。
- お客様が当社のお名前や信用を毀損し、又は当社に対し脅迫的な言動や暴力の行使をする等、当社の業務を妨げる等した場合。
- 当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出た場合。
- その他やむを得ない事由により、当社がこの契約の中止を申し出た場合。

4. 当社の概要

| | | | |
|----------|--|-------------|------------------|
| 商号等 | マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号 | | |
| 本店所在地 | 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | | |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | | |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター | | |
| 資本金 | 12,200百万円 | | |
| 主な事業 | 金融商品取引業 | | |
| 設立年月 | 1999年5月 | | |
| 連絡先 | お客様ダイヤル | 固定電話 | 0120-846-365（無料） |
| | | 携帯電話・一部IP電話 | 03-6737-1666（有料） |

ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合わせいただけます。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部IP電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8時00分～17時00分（平日）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以上
(2023年3月)
KTM_KK-2.4

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。
- ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大3.85%（税込）
本手数料率は、I F Aが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000円×100万口÷10,000口×3.3%＝33,000円となり、

合計1,033,000円（税込）お支払いいただくこととなります。

(例2) 口数指定で購入する場合(外貨決済)

購入価額10米ドル(1口あたり)で1万口ご購入いただく場合
申込手数料(税込) = 10米ドル × 1万口 ÷ 1口 × 3.3% = 3,300米ドルとなり、
合計103,300米ドル(税込)お支払いいただくことになります。

(例3) 金額指定で購入する場合(〔 〕内は外貨決済を選択した場合の例)

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料(税込)をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額(税込)は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号
- 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号
- 設立 1999年5月
- 資本金 12,200百万円
- 主な事業 金融商品取引業
- 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365 (通話料無料)
03-6737-1666 (携帯電話・一部IP電話)
ログインIDと暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365 (無料)

：携帯電話・一部IP電話 03-6737-1666 (有料)

受付時間：8時00分～17時00分(平日)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

以 上

(2021年8月)

KTM_TOUSHIN_2.0